

更新

どうなる窓口対応 11月からの資格確認

従来の健康保険証が、大阪府下の国保は10月31日、協会けんぽは12月1日に有効期限を迎える。その後は、マイナンバーカードの健康保険証利用（以下マイナ保険証）未所持の被保険者に送られる資格確認書などで資格確認することになる。資格確認の方法が多岐に渡り煩雑なため、窓口での資格確認の方法について、解説する（表I）。

オンライン資格確認時のトラブルに対応するため、保険証の持参をよびかけるポスターを同封している。

資格確認の方法について

全ての医療機関において、従来の健康保険証（①）はマイナ保険証の所持に関わらず有効期限内であれば利用できる。マイナ保険証未所持患者は資格確認書（②）で確認する。

マイナ保険証登録患者の場合、全ての医療機関において、資格確認のお知らせとマイナ保険証の現物
(5) もしくは被保険者情報(PDF)とマイナ保険証

の現物（⑤）で確認できる。

オンライン資格確認対応医療機関においては顔認証付きカードリーダーを用いて、マイナ保険証（③）もしくはスマートフォンのマイナ保険証（④）でも確認できる。

トラブルがあった場合の対応について

システムトラブルや何らかの事情でオンライン資格確認ができない場合は、健康保険証（①）、資格確認書（②）、資格情報のお知らせとマイナ保険証（⑤）、被保険者情報のPDFとマイナ保険証（⑤）いずれかで確認し、その負担割合で窓口徴収する。スマートフォンのマイナ保険証を利用した患者については、その場でマイナポータルにログインし、表示された資格情報の画面を確認することでもよい。

いずれの方法でも確認できない場合、再診患者は過去の受診で必要情報を把握していれば、患者への口頭確認で資格確認を行う。初診患者は「被保険者資格申

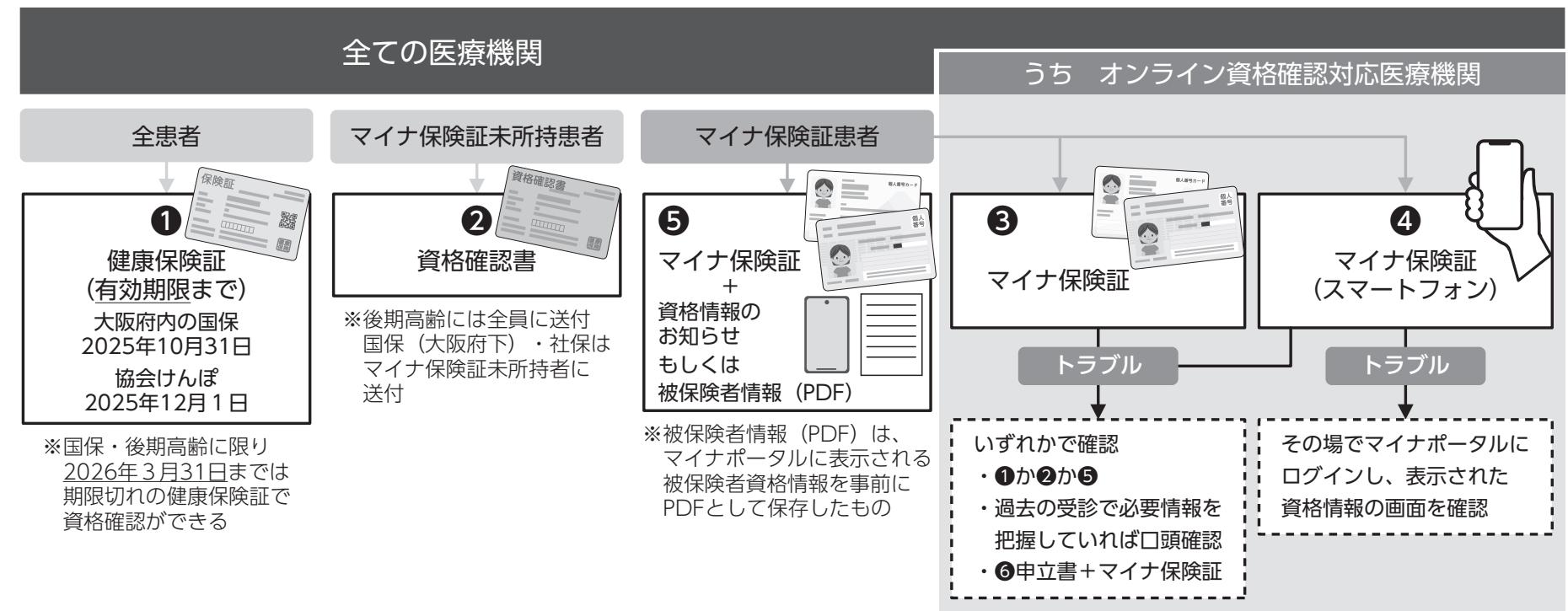
立書」の記載とマイナ保険証の現物（⑥）を確認することで、適切な一部負担を徴収することができる。

オンライン資格確認ができない場合に備え、健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせなど目視で確認できるもの持参を励行することを勧める。

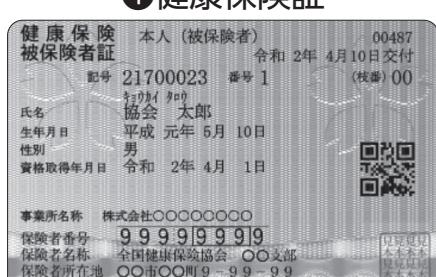
2026年3月31日までの暫定措置
有効期限切れ保険証使用可

今後、健康保険証が有効期限切れにより順次失効する。後期高齢や国保の有効期限が切れた健康保険証を引き続き持参する患者や、「資格情報のお知らせ」のみを持参する患者が来院することが見込まれることを受け、暫定措置として2026年3月31日までは、被保険者番号等によりオンライン資格確認システムに資格情報を照会するなどした上で、有効期限切れの健康保険証、「資格情報のお知らせ」のみでも、3割等の一定の負担割合を求めてレセプト請求することができる。

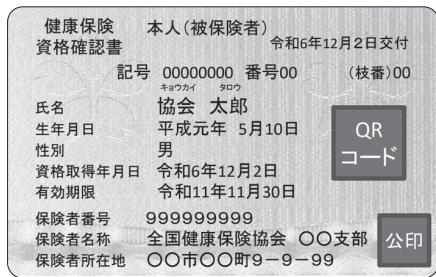
表 I 受付での資格確認の方法



全ての医療機関



②資格確認書



⑤マイナ保険証 + 資格情報のお知らせ もしくは 保険者情報 (PDF)



③マイナ保険証



④マイナ保険証



⑥マイナ保険証 + 被保険者資格申立書

